

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年7月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600107号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2600007号

第1 結論

昭和62年*月から昭和63年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年*月から昭和63年6月まで

昭和61年*月に20歳になり、国民年金への加入をどうすべきかをA市役所に問い合わせをしたところ、専門学校卒業後に来てくださいと言われた。

それで、私は、専門学校卒業後、昭和62年*月にA市役所で国民年金の加入手続をし、その後、納付書を使って職場があったB駅近くのC銀行又はD銀行(現在はE銀行)の窓口で、請求期間に係る保険料を定期的に納付した。

当時、私が勤務していた事業所は社会保険が整備されておらず、国民年金に加入するよう説明を受けていたので、自分で国民年金保険料を支払い、領収書は年末調整の際に職場に提出していた。

事業所には平成2年9月まで勤務したが、当該勤務期間のうち後半は納付済みで、前半が未納であること、また、昭和63年度は最初の3か月(4月～6月)を納付せず7月から納付することはあり得ないと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、専門学校卒業後の昭和62年*月にA市役所で国民年金の加入手続をし、その後納付書を使って請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者が所持する年金手帳の当該記号番号前後の国民年金被保険者記録及び請求期間に係るオンライン記録の処理年月日から判断すると、請求者の加入手続は平成2年1月頃に行われたと推認でき、請求者の主張する手続時期と符合しない上、当該加入手続が行われるまでの請求期間については、請求者は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができず、請求期間のうち一部の期間は、国民年金法の時効に関する規定により、遡って納付することもできない。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする、C銀行B支店(当時)及びD銀行B支店(当時)の後継事業所であるE銀行B支店は、保存期間の経過により請求期間当時の公金・公共料金受付票を保管していない旨回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号が必要となるところ、オンライン記録によると、請求期間より前の昭和61年4月7日付けで、請求者に対し、別の記号番号が払い出されていたことが確認できるが、当該記号番号は昭和61年12月15日付けで取消処理が行われており、当該記号番号により請求期間

に係る国民年金保険料を納付することができない上、当該記号番号とは別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600001号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600030号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年10月1日から平成12年8月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社において、私の請求期間に係る標準報酬月額は、日本国内で支給された給与(以下「国内給与」という。)から算出されており、海外で支給された給与(以下「海外給与」という。)が含まれていないので、調査の上、国内給与と海外給与を合算した金額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかしながら、A社は、請求期間当時の賃金台帳や会計帳簿等の資料は、保存年数を経過しているため、当時の状況は不明である旨回答している上、請求者も国内給与及び海外給与に係る給与明細書等を保管していないことから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

また、A社は、海外赴任期間中の標準報酬月額の決定方法については、原則として海外赴任期間中の賃金台帳に記載のないものは報酬算入不要であり、海外給与については、現地法人から支給されているので報酬には含めていないとしている上、海外給与からは厚生年金保険料は控除していなかった旨回答している。

さらに、請求期間当時、A社において、厚生年金保険被保険者記録があり所在が判明した同僚に文書照会を行ったところ、回答のあった者のうち、海外赴任経験者は、国内給与及び海外給与に係る給与明細書は保管していないが、海外赴任期間中の海外給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答及び陳述している。

加えて、請求者から提出された複数の資料からは、請求期間に係る海外給与及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。